



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 公安委員会規則

- *3 和歌山県警察個人情報保護条例施行規則
- *4 和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則
- *5 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第3号

和歌山県警察個人情報保護条例施行規則を次のように定める。

平成18年3月24日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県警察個人情報保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号。以下「条例」という。)第61条の規定に基づき、公安委員会及び警察本部長が保有する個人情報の保護その他条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第2条 条例第15条第1項の登録簿は、個人情報取扱事務登録簿(別記様式第1号)とする。

2 条例第15条第1項第8号の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の登録年月日及び変更年月日
- (2) 個人情報取扱事務の区分
- (3) 個人情報の目的外利用又は提供の状況
- (4) 個人情報の処理形態
- (5) オンライン結合による提供の有無
- (6) 個人情報取扱事務の外部委託の有無

(保有個人情報開示請求書等)

第3条 条例第17条第1項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書(別記様式第2号)とする。

2 条例第17条第1項第3号の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求をしようとする者の連絡先
- (2) 求める開示の実施の方法
- (3) 条例第16条第2項の規定により法定代理人が開示請求をしようとする場合にあっては、当該請求に係る保有個人情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別、氏名、住所及び当該本人が未成年者であるときはその生年月日

(本人等の確認に必要な書類)

第4条 条例第17条第2項、第24条第2項、第29条第3項又は第35条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

- (1) 本人が請求する場合又は開示を受ける場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類として公安委員会及び警察本部長が認める書類
- (2) 本人に代わって法定代理人が請求する場合又は開示を受ける場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本、登記事項証明書その他当該法定代理人の資格を示す書類として公安委員会及び警察本部長が認める書類

2 条例第16条第2項の規定により開示請求をした法定代理人は、開示決定等の通知を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を公安委員会又は警察本部長に届け出なければならない。保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときも、同様とする。

3 前項前段の規定は、条例第28条第2項の規定により訂正請求をした法定代理人について準用する。この場合において、前項前段中「開示請求」とあるのは「訂正請求」と、「開示決定等」とあるのは「訂正決定等」と読み替えるものとする。

4 第2項前段の規定は、条例第34条第2項の規定により利用停止請求をした法定代理人について準用する。この場合において、第2項前段中「開示請求」とあるのは「利用停止請求」と、「開示決定等」とあるのは「利用停止決定等」と読み替えるものとする。

(開示請求等に係る補正の求め)

第5条 条例第17条第3項、第29条第4項又は第35条第3項の規定による補正の求めは、保有個人情報開示(訂正・利用停止)請求書補正通知書(別記様式第3号)により行うものとする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第6条 条例第21条第1項の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示の日時及び場所
- (2) 開示決定に係る保有個人情報の開示の実施の方法
- (3) 開示しない部分及びその理由(保有個人情報の一部を開示する場合に限る。)

2 条例第21条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により行う

ものとする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合
保有個人情報開示決定通知書 (別記様式第4号)
- (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合
保有個人情報部分開示決定通知書 (別記様式第5号)
- 3 条例第21条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。
- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 保有個人情報非開示決定通知書 (別記様式第6号)
- (2) 条例第20条の規定により開示請求を拒否する場合 保有個人情報非開示決定通知書 (別記様式第7号)
- (3) 開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合
保有個人情報非開示決定通知書 (別記様式第8号)
(保有個人情報開示決定等期限延長通知書)
- 第7条 条例第22条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書 (別記様式第9号) により行うものとする。
(保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書)
- 第8条 条例第22条の2の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書 (別記様式第10号) により行うものとする。
(保有個人情報開示請求事案移送通知書)
- 第9条 条例第22条の3第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書 (別記様式第11号) により行うものとする。
(保有個人情報開示請求に関する意見照会書等)
- 第10条 条例第23条第1項の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 条例第23条第1項の規定による通知を書面により行う場合の通知は、保有個人情報開示請求に関する意見照会書 (別記様式第12号) により行うものとする。
- 3 条例第23条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示決定に係る通知書 (別記様式第13号) により行うものとする。
(保有個人情報の開示の実施の方法)
- 第11条 文書、図画又は写真に記録されている保有個人情報の閲覧の方法は、当該文書、図画又は写真 (条例第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、当該文書、図画又は写真を複写機により用紙に複写したものの) の当該保有個人情報に係る部分を閲覧することとする。
- 2 文書、図画又は写真に記録されている保有個人情報の写

しの交付の方法は、当該文書、図画又は写真の当該保有個人情報に係る部分を複写機により用紙に複写したものを交付することとする。

3 次の各号に掲げるフィルムに記録されている保有個人情報についての条例第24条第1項の実施機関の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) マイクロフィルム 次に掲げる方法

ア 当該マイクロフィルムの当該保有個人情報に係る部分を専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難しい場合にあつては、用紙に印刷したものの閲覧

イ 当該マイクロフィルムの当該保有個人情報に係る部分を用紙に印刷したものの交付

(2) 写真フィルム 次に掲げる方法

ア 当該写真フィルムの当該保有個人情報に係る部分を印画紙に印画したものの閲覧

イ 当該写真フィルムの当該保有個人情報に係る部分を印画紙に印画したものの交付

(3) スライドフィルム (第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。) 次に掲げる方法

ア 当該スライドフィルムの当該保有個人情報に係る部分を専用機器により映写したものの閲覧

イ 当該スライドフィルムの当該保有個人情報に係る部分を印画紙に印画したものの交付

(4) 映画フィルム 次に掲げる方法

ア 当該映画フィルムの当該保有個人情報に係る部分を専用機器により映写したものの視聴

イ 当該映画フィルムの当該保有個人情報に係る部分をビデオカセットテープに複写したものの交付

(5) 前各号及び第5項に掲げるもの以外のフィルム 公安委員会又は警察本部長が適当と認める方法

4 次の各号に掲げる電磁的記録に記録されている保有個人情報についての条例第24条第1項の実施機関の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ (次項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。) 又は録音ディスク
次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクの当該保有個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクの当該保有個人情報に係る部分を録音カセットテープ (記録時間120分のものに限る。以下同じ。) に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクの当該保有

個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクの当該保有個人情報に係る部分をビデオカセットテープ（記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。）次に掲げる方法であって、公安委員会又は警察本部長がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものを複写機により用紙に複写したものの交付

エ 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分をフレキシブルディスクカートリッジその他の電磁的媒体（電磁的記録を記憶する媒体をいう。）に複写したものの交付

5 スライドフィルム及び当該スライドフィルムの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における当該スライドフィルム及び当該録音テープに記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 当該スライドフィルム及び当該録音テープの当該保有個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライドフィルム及び当該録音テープの当該保有個人情報に係る部分をビデオカセットテープに複写したものの交付

6 フィルム及び電磁的記録に記録されている保有個人情報に非開示情報（条例第18条に規定する非開示情報をいう。）が含まれている場合の開示の実施については、公安委員会又は警察本部長が別に定める方法により行うものとする。

7 保有個人情報が記録された公文書の写し（複写したもののその他これに類するものを含む。以下同じ。）の交付部数は、請求1件につき1部とする。

8 保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴（以下「閲覧等」という。）をする者は、当該閲覧等に係る保有個人情報が記録されている公文書を丁寧に取り扱い、これを改ざんし、破損し、又は汚損してはならない。

9 公安委員会及び警察本部長は、前項の規定に違反する者

に対し、保有個人情報の閲覧等を中止させ、又は禁止することができる。

（開示請求の特例）

第12条 公安委員会及び警察本部長は、条例第25条第1項に規定する口頭により開示請求をすることができる個人情報を選定したときは、当該個人情報の内容並びに口頭により開示請求をすることができる期間及び場所を告示するものとする。

（費用負担の額等）

第13条 条例第27条の保有個人情報が記録された公文書の写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 前項の保有個人情報が記録された公文書の写しの送付を受けようとする者は、当該費用を負担しなければならない。

（保有個人情報訂正請求書等）

第14条 条例第29条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（別記様式第14号）とする。

2 条例第29条第1項第4号の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 訂正請求をしようとする者の連絡先

(2) 条例第28条第2項の規定により法定代理人が訂正請求をしようとする場合にあっては、当該請求に係る保有個人情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別、氏名、住所及び当該本人が未成年者であるときはその生年月日

（保有個人情報訂正決定通知書等）

第15条 条例第31条第1項又は第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正する旨の決定をした場合 保有個人情報訂正決定通知書（別記様式第15号）

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の一部を訂正する旨の決定をした場合 保有個人情報部分訂正決定通知書（別記様式第16号）

(3) 訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正しない旨の決定をした場合 保有個人情報非訂正決定通知書（別記様式第17号）

（保有個人情報訂正決定等期限延長通知書）

第16条 条例第32条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（別記様式第18号）により行うものとする。

（保有個人情報訂正決定等期限特例適用通知書）

第17条 条例第32条の2の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例適用通知書（別記様式第19号）により行うものとする。

（保有個人情報訂正請求事案移送通知書）

第18条 条例第32条の3第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（別記様式第20号）により行うものとする。

（保有個人情報訂正通知書）

第19条 条例第33条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書（別記様式第21号）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止請求書等）

第20条 条例第35条第1項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（別記様式第22号）とする。

2 条例第35条第1項第4号の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 利用停止請求をしようとする者の連絡先

(2) 条例第34条第2項の規定により法定代理人が利用停止請求をしようとする場合にあっては、当該請求に係る保有個人情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別、氏名、住所及び当該本人が未成年者であるときはその生年月日

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第21条 条例第37条第1項又は第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止する旨の決定をした場合 保有個人情報利用停止決定通知書（別記様式第23号）

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の一部を利用停止する旨の決定をした場合 保有個人情報部分利用停止決定通知書（別記様式第24号）

(3) 利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止しない旨の決定をした場合 保有個人情報非利用停止決定通知書（別記様式第25号）

（保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書）

第22条 条例第38条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（別記様式第26号）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書）

第23条 条例第38条の2の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書（別記様式第27号）により行うものとする。

（個人情報保護審議会諮問通知書）

第24条 条例第40条の規定による通知は、個人情報保護審議会諮問通知書（別記様式第28号）により行うものとする。

（出資法人等）

第25条 条例第45条第1項の実施機関の規則で定める法人は、財団法人和歌山県暴力団追放県民センター及び財団法人和歌山県水上安全協会とする。

（写しの交付申出）

第26条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者で、当該保有個人情報記録された公文書の写しの交付を求めようとするものは、公安委員会又は警察本部長に対し、写しの交付申出書（別記様式第29号）により、保有個人情報記録された公文書の写しの交付を受ける旨を申し出るものとする。

2 前項の規定による申出に基づく保有個人情報記録された公文書の写しの交付については、第11条及び第13条の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表 (第13条関係)

公文書の種別	写しの種類	費用の額
1 文書、図画又は写真	複写機により用紙に複写したものの (日本工業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。)	1 枚につき 白黒 10円 カラー 60円
2 マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	当該印刷する費用に相当する額
3 写真フィルム又はスライドフィルム (9 の項に該当するものを除く。)	印画紙に印画したもの	当該印画する費用に相当する額
4 映画フィルム	ビデオカセットテープに複写したもの	当該複写したものを作成する費用に相当する額
5 2 の項から 4 の項まで及び 9 の項に掲げるもの以外のフィルム	公安委員会又は警察本部長が適当と認める方法によるもの	当該写しを作成する費用に相当する額
6 録音テープ (9 の項に該当するものを除く。) 又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したもの	1 巻につき 250 円
7 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したもの	1 巻につき 300 円
8 6 の項、7 の項及び 9 の項に掲げるもの以外の電磁的記録	複写機により用紙に複写したものの (日本工業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。)	1 枚につき 白黒 10円 カラー 60円
	フレキシブルディスクカートリッジに複写したもの	1 枚につき 60 円
	その他の電磁的媒体に複写したもの又は公安委員会若しくは警察本部長が適当と認める方法により複写したもの	当該複写したものを作成する費用に相当する額
9 スライドフィルム及び録音テープ (第 11 条第 5 項に規定する場合におけるものに限る。)	ビデオカセットテープに複写したもの	当該複写したものを作成する費用に相当する額
備考 1 の項又は 8 の項の複写機により用紙に複写する場合において、用紙の両面を用いるときは、片面を 1 枚として額を算定する。		

別記様式第 2 号 (第 3 条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

殿

氏 名

住所又は居所 (郵便番号)

(電話番号)

連絡先

(電話番号)

和歌山県個人情報保護条例第17条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	
求める開示の実施の方法 (希望する方法の□内に 印を記入してください。)	1 文書、図画又は写真の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 2 フィルム又は電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 複写機により用紙に複写したもの <input type="checkbox"/> その他 ())

注 1 本人が請求する際には、本人であることを示す書類(運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出してください。
 2 法定代理人が請求する際には、当該法定代理人本人であることを示す書類のほか、当該法定代理人の資格を示す書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)を提示し、又は提出してください。
 なお、当該法定代理人が法人であるときは、「氏名」欄には当該法人の名称及び代表者の氏名を、「住所又は居所」欄には当該法人の主たる事務所の所在地を記入し、当該法人の代表者印を押印してください。

法定代理人が請求する場合には、次の欄にも記入してください。

本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人	
本人の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	(電話番号)

※ 以下の欄は記入しないでください。

請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()	
法定代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()	
窓口受付	担当所属受付	担当所属
		電話番号 () - 内 線

別記様式第 3 号 (第 5 条関係)

保有個人情報開示 (訂正・利用停止) 請求書補正通知書

第 年 月 号 日

開示 (訂正・利用停止) 請求者 様

印

年 月 日付けで提出された保有個人情報開示 (訂正・利用停止) 請求書は、次のおり不備がありますので、和歌山県個人情報保護条例第 17 条第 3 項 (第 29 条第 4 項・第 35 条第 3 項) の規定に基づき、補正を求めます。
つきましては、年 月 日までに補正してください。

補正を要する事項	
添付書類	
担当所属	電話番号 () - 内線

注 期間内に補正ができない場合は、担当所属まで申し出てください。

別記様式第 6 号 (第 6 条関係)

保有個人情報非開示決定通知書

第 年 月 号 日

開示請求者 様

印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求について、和歌山県個人情報保護条例第 21 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

非開示決定した 保有個人情報の内容	
非開示とした理由	条例第 条第 号該当 (該当する理由)
担 当 所 属	電話番号 () - 内 線

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、和歌山県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。) として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に不服申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記様式第7号 (第6条関係)

保有個人情報非開示決定通知書

第 年 月 号 日

開示請求者 様

印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求について、和歌山県個人情報保護条例第20条の規定に基づき、開示請求を拒否するので、同条例第21条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

保有個人情報 開示請求書に 記載された 保有個人情 報の内容等	
開示請求を拒否 する理由	
担 当 所 属	電話番号 () - 内 線

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第 8 号 (第 6 条関係)

保有個人情報非開示決定通知書

第 年 月 号 日

開示請求者 様

印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求について、和歌山県個人情報保護条例第 21 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

<p>保有個人情報 開示請求書に 記載された 保有個人情報 の内容等</p>	
<p>開示請求に係る 保有個人情報を 保有していない理由</p>	<p>1 作成又は取得していないため 2 保存期間経過による廃棄のため 3 その他 ()</p>
<p>担当所属</p>	<p>電話番号 () - 内線</p>

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、和歌山県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に不服申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記様式第 9 号 (第 7 条関係)

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 年 月 号 日

開示請求者 様

印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、和歌山県個人情報保護
条例第22条第2項の規定に基づき、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたの
で通知します。

開示請求のあった 保有個人情報の内容(等)	
延長後の期間	日
延長後の開示決定等期限	年 月 日
延長の理由	
担当所属	電話番号 () - 内線

別記様式第10号 (第8条関係)

保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書

第 年 月 号 日

開示請求者 様



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、次のとおり和歌山県個人情報保護条例第22条の2の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

<p>開示請求のあった 保有個人情報の内容(等)</p>	
<p>和歌山県個人情報保護条例 第22条の2の規定を適用 することとした理由</p>	
<p>開示決定等をする期限</p>	<p>(年 月 日までに可能な部分について開示決定等 を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示 決定する予定です。)</p> <p>年 月 日</p>
<p>担 当 所 属</p>	<p>電話番号 () - 内 線</p>

別記様式第11号 (第9条関係)

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 年 月 号 日

開示請求者 様

印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、次のとおり移送しましたので和歌山県個人情報保護条例第22条の3第1項の規定に基づき通知します。

保有個人情報開示請求書に記載された保有個人情報の内容(等)	
移 送 年 月 日	年 月 日
移 送 先 の 実 施 機 関	実施機関名： (連絡先) 担当所属名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
移 送 の 理 由	
担 当 所 属	電話番号 () - 内 線

注 この開示請求に係る開示決定等については、移送を受けた実施機関が行います。

別記様式第12号 (第10条関係)

保有個人情報開示請求に関する意見照会書

第 年 月 号 日

第三者 様

印

(あなた、貴団体等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、和歌山県個人情報保護条例第17条の規定に基づく開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第23条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙の「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報 が記録されている 公文書の名称	
開 示 請 求 の 年 月 日	年 月 日
上記保有個人情報に含 まれている(あなた、 貴団体等)に関する情 報の内容	
意 見 書 の 提 出 先 (担 当 所 属)	電話番号 () - 内 線
意 見 書 の 提 出 期 限	年 月 日

別紙

保有個人情報の開示に関する意見書

年 月 日

殿

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所：(法人その他の団体にあつては主たる事務所又は事業所の所在地)
(郵便番号) (電話番号)

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)
(電話番号)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

照会のあつた 保有個人情報の 内容	
意見	(1) 上記保有個人情報の開示による支障(不利益)の有無 (2) 支障(不利益)の具体的内容
担当所属	電話番号 () - 内線

別記第13号様式 (第10条関係)

保有個人情報の開示決定に係る通知書

第 年 月 号 日

反対意見書を
提出した第三者 様

印

(あなた、貴団体等) から 年 月 日付で「保有個人情報の開示に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、和歌山県個人情報保護条例第23条第2項の規定に基づき通知します。

開示決定した 保有個人情報の内容	
開示することとした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担 当 所 属	電話番号 () - 内 線

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第14号 (第14条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

殿

氏 名

住所又は居所 (郵便番号) (電話番号)

連絡先 (電話番号)

和歌山県個人情報保護条例第29条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	(開示を受けた年月日 年 月 日)
訂正請求の趣旨及び理由	

- 注1 本人が請求する際には、本人であることを示す書類 (運転免許証、旅券等) を提示し、又は提出するほか、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人が請求する際には、当該法定代理人本人であることを示す書類のほか、当該法定代理人の資格を示す書類 (戸籍謄本、登記事項証明書等) を提示し、又は提出してください。
- なお、当該法定代理人が法人であるときは、「氏名」欄には当該法人の名称及び代表者の氏名を、「住所又は居所」欄には当該法人の主たる事務所の所在地を記入し、当該法人の代表者印を押印してください。
- また、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示してください。

法定代理人が請求する場合には、次の欄にも記入してください。

本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人	
本人の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	(電話番号)

※ 以下の欄は記入しないでください。

請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()	
法定代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()	
窓口受付	担当所属受付	担当所属
		電話番号 () - 内 線

別記様式第15号 (第15条関係)

保有個人情報訂正決定通知書

第 年 月 号 日

訂正請求者 様

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正について、和歌山県個人情報保護条例第31条第1項の規定に基づき、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
担当所属	電話番号 () - 内線

別記様式第16号 (第15条関係)

保有個人情報部分訂正決定通知書

第 年 月 号 日

訂正請求者 様



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正について、和歌山県個人情報保護条例第31条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の一部を訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
訂正をしない 部分	
上記部分を 訂正しない理由	
担当所属	電話番号 () - 内線

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。
また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第17号 (第15条関係)

保有個人情報非訂正決定通知書

第 年 月 号 日

訂正請求者 様

印

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求について、和歌山県個人情報保護条例第31条第2項の規定に基づき、次のとおり訂正しないことと決定したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正をしない理由	
*担 当 所 属	電話番号 () - 内 線

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第18号 (第16条関係)

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 年 月 日

訂正請求者 様

印

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、和歌山県個人情報保護条例第32条第2項の規定に基づき、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の内容(等)	
延長後の期間	日
延長後の訂正決定等期限	年 月 日
延長の理由	
担当所属	電話番号 () - 内線

別記様式第19号 (第17条関係)

保有個人情報訂正決定等期限特例適用通知書

第 年 月 号 日

訂正請求者 様

印

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、次のとおり和歌山県個人情報保護条例第32条の2の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の内容(等)	
和歌山県個人情報保護条例 第32条の2の規定を適用 することとした理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担 当 所 属	電話番号 () - 内 線

別記様式第20号 (第18条関係)

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 年 月 号 日

訂正請求者 様

印

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、次のとおり移送しましたので和歌山県個人情報保護条例第32条の3第1項の規定に基づき通知します。

保有個人情報訂正請求書に記載された保有個人情報の内容(等)	
移 送 年 月 日	年 月 日
移 送 先 の 実 施 機 関	実施機関名： (連絡先) 担当所属名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
移 送 の 理 由	
担 当 所 属	電話番号 () - 内 線

注 この訂正請求に係る訂正決定等については、移送を受けた実施機関が行います。

別記様式第21号 (第19条関係)

保有個人情報訂正通知書

第 年 月 号 日

殿

印

(あなた、貴団体等) に提供している保有個人情報について、次のとおりその内容を訂正しましたので、和歌山県個人情報保護条例第33条の規定に基づき通知します。
 つきましては、必要に応じ、(あなた、貴団体等) が保有している当該保有個人情報も訂正いただきますようお願いいたします。

保有個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
訂正の理由	
担当所属	電話番号 () - 内線

別記様式第22号 (第20条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

殿

氏 名

住所又は居所 (郵便番号) (電話番号)

連絡先 (電話番号)

和歌山県個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項	(開示を受けた年月日 年 月 日)
利用停止請求の趣旨及び理由	

- 注1 本人が請求する際には、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
 2 法定代理人が請求する際には、当該法定代理人本人であることを示す書類のほか、当該法定代理人の資格を示す書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提示し、又は提出してください。
 なお、当該法定代理人が法人であるときは、「氏名」欄には当該法人の名称及び代表者の氏名を、「住所又は居所」欄には当該法人の主たる事務所の所在地を記入し、当該法人の代表者印を押印してください。

法定代理人が請求する場合には、次の欄にも記入してください。

本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人	
本人の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	(電話番号)

※ 以下の欄は記入しないでください。

請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()	
法定代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()	
窓口受付	担当所属受付	担当所属
		電話番号 () - 内 線

別記様式第23号 (第21条関係)

保有個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 号 日

利用停止請求者 様

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止について、和歌山県個人情報保護条例第37条第1項の規定に基づき、次のとおり利用停止することと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担当所属	電話番号 () - 内線

別記様式第24号 (第21条関係)

保有個人情報部分利用停止決定通知書

第 年 月 日

利用停止請求者 様

印

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の利用停止について、和歌山県個人情報保護条例第37条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の一部を利用停止することと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
利用停止をしない部分	
上記部分を利用停止しない理由	
担当所属	電話番号 () - 内線

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。
 また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第25号(第21条関係)

保有個人情報非利用停止決定通知書

第 年 月 号 日

利用停止請求者 様



年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求について、和歌山県個人情報保護条例第37条第2項の規定に基づき、次のとおり利用停止しないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止を しない理由	
担 当 所 属	電話番号 () - 内 線

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第26号 (第22条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 年 月 号
日

利用停止請求者 様

印

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求については、和歌山県個人情報保護条例第38条第2項の規定に基づき、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求のあった 保有個人情報の内容(等)	
延長後の期間	日
延長後の 利用停止決定等期限	年 月 日
延長の理由	
担当所属	電話番号 () - 内線

別記様式第27号 (第23条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書

第 年 月 号 日

利用停止請求者 様

印

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求については、次のとおり和歌山県個人情報保護条例第38条の2の規定 (利用停止決定等の期限の特例) を適用することとしたので通知します。

利用停止請求のあった 保有個人情報の内容(等)	
和歌山県個人情報保護条例 第38条の2の規定を適用 することとした理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担 当 所 属	電話番号 () - 内 線

別記様式第28号 (第24条関係)

個人情報保護審議会諮問通知書

第 年 月 日 号

不服申立人 様

印

和歌山県個人情報保護条例に基づく開示決定等 (訂正決定等・利用停止決定等) に対する次の不服申立てについて、同条例第39条の規定により和歌山県個人情報保護審議会に諮問したので、同条例第40条の規定に基づき通知します。

不服申立てに係る 保有個人情報の内容(等)	
不服申立ての 対象となる決定	年 月 日付け 第 号 (決定の内容)
不服申立て	(1) 不服申立日 年 月 日 (2) 不服申立ての趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日 ・ 諮問第 号
担当所属	電話番号 () - 内線

別記様式第29号 (第26条関係)

写しの交付申出書

年 月 日

殿

氏 名

住所又は居所 (郵便番号) (電話番号)

連絡先 (電話番号)

和歌山県警察個人情報保護条例施行規則第26条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報記録された公文書の写しの交付を申し出ます。

写しの交付を 求める保有個人 情報の内容	
開示決定通知書の日付 及び文書番号	年 月 日付け 第 号
最初に開示を受けた日	年 月 日
求める写しの 交付の実施の 方法 (希望する方法の □内に 印を記入 してください。)	1 文書、図画又は写真の場合 □写しの交付 2 フィルム又は電磁的記録の場合 □写しの交付 (□複写機により用紙に複写したもの □その他 ())

- 注1 本人が申し出る際には、本人であることを示す書類(運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出してください。
 2 法定代理人が申し出る際には、当該法定代理人本人であることを示す書類のほか、当該法定代理人の資格を示す書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)を提示し、又は提出してください。
 なお、当該法定代理人が法人であるときは、「氏名」欄には当該法人の名称及び代表者の氏名を、「住所又は居所」欄には当該法人の主たる事務所の所在地を記入し、当該法人の代表者印を押印してください。

法定代理人が申し出る場合には、次の欄にも記入してください。

本人の状況	□未成年者 (年 月 日生) □成年被後見人	
本人の氏名 及び住所	氏 名	
	住 所	(電話番号)

※ 以下の欄は記入しないでください。

申出者本人の確認	□運転免許証 □旅券 □その他 ()	
法定代理人の資格確認	□戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他 ()	
窓口受付	担当所属受付	担当所属
		電話番号 () 内 線

和歌山県公安委員会規則第4号

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月24日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則

和歌山県警察職員定員規則（平成4年和歌山県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「681人」を「688人」に、「249人」を「243人」に、「930人」を「931人」に、「1,423人」を「1,436人」に、「94人」を「92人」に、「1,517人」を「1,528人」に、「2,104人」を「2,124人」に、「343人」を「335人」に、「2,447人」を「2,459人」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第5号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月24日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則（昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第2項第7号中「並びに警察令規集の編集及び発行」を「及び法令検索システムの編集」に改める。

第10条第6号中「健康管理」を「健康管理対策室の運用」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第10条の2 厚生課に、健康管理対策室を附置する。

2 健康管理対策室においては、職員の健康管理に関する事務をつかさどる。

第11条の3中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 個人情報の保護に関すること。

第20条第7号及び第20条の2中「ハイテク」を「サイバー」に改める。

第30条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第30条の2を削り、第30条の3を第30条の2とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条の3の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。